

↓ポスの番号をクリックすると該当ポスの個票に移動します。また、個票の左上の番号をクリックするとポスト一覧ページへ戻ります。

番号	勤務地	部署名・課名	雇用形態・格付	分野	業務概要	募集人数	最長契約期間
21	神奈川県	横浜センター市民参加協力課	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	JICA横浜市民参加協力課で、JICA横浜所管地域（神奈川県、山梨県）における民間連携事業に関連する以下の業務を担う 1. 神奈川県、山梨県にある企業との民間連携事業に関する業務 （1）中小企業・SDGsビジネス支援事業への応募にむけた案件発掘・形成、相談対応及び募集、選考関連業務 （2）JICA関係部署・拠点と調整、連携を通じた民間連携事業案件の実施促進・実施管理、調達・契約管理、予算管理 （3）関係支援機関（中小企業支援機構、ジェトロ、地域の支援機関、経済団体、金融機関、自治体及び大学等）との連携及び調整業務 （4）JICAの民間連携事業の各種広報業務（セミナー開催・講演・ブース出展、プレスリリース・SNS発信等） （5）上記（1）～（4）を通じて得られた知見や実績のとりまとめ （6）企業が有する技術・サービスおよび事業アイデアに関する情報収集	1	期間の定めあり（2026年3月1日～2027年2月28日） 上記は初回の契約期間です。契約は、独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
				民間セクター開発			
22	愛知県	中部センター市民参加協力課 （草の根技術協力事業）	専門嘱託3号	市民参加	（1）団体からの応募相談への対応（案件の形成支援）、公募案件の審査 （2）案件の実施管理・モニタリング（進捗の確認、計画の見直し、現場でのモニタリング等） （3）実施案件の契約監理（経費の精算含む）・精算手続き （4）広報や他事業との連携の促進（好事例の発信、報告会や勉強会の開催など） （5）日本国内の社会課題への対応・多文化共生支援 （6）その他、JICA中部所長の指示する業務	1	期間の定めあり（2026年2月1日～2027年1月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は、独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数1回）を上限とします。
				日本国内の社会課題への対応・多文化共生			
23	愛知県	中部センター企業連携課	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	愛知、岐阜、三重、静岡の4県にある企業との民間連携に関する業務。 （1）地域の民間企業に対するJICAの民間連携事業・支援制度の周知活動（セミナー開催等） （2）地域の民間企業に対するJICA支援制度応募に向けたコンサルティング、及び募集・選考関連業務 （3）民間企業が持つ有望技術・事業アイデアに係る関連情報収集 （4）採択後の中小企業との事業実施（コンサルティング、案件実施監理、実施監理支援） ①契約交渉関連業務（JICA本部の専門部署と連携） ②調査報告書（成果品）の品質監理 ③製品・技術・経験を活用したOOA事業の案件形成（JICA本部の専門部署と連携） ④広報・予算管理 （5）関係支援機関との連携業務（中小機構、ジェトロ、経済団体、金融機関、自治体等） （6）その他中小企業等海外展開支援関連の照会への対応 （7）上記（1）～（6）を通じて得られた知見の取りまとめ その他連携推進関連業務（必要に応じて国内・海外出張もありうる）	1	期間の定めあり（2026年2月1日～2027年1月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は、独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
				多岐にわたる分野			
24	兵庫県	関西センター企業連携課 （民間連携事業担当）	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	（1）「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に関する実施監理業務（採択済担当案件に関する契約交渉に向けた契約内容の精査、契約管理、契約先企業やコンサルタントとの各種連絡・調整及び契約管理上必要となる書類等の作成・内容確認、在外事務所を含むJICA関連部署との連絡・調整、予算管理など） （2）関西企業からのビジネス海外展開にかかる相談対応業務（民間企業からの問合せ、「中小企業・SDGsビジネス支援事業」応募にかかるコンサルティング・ソリューション対応、関連情報の収集及び民間企業への提供、セミナーなどでの「中小企業・SDGsビジネス支援事業」制度説明・応募相談等） （3）「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に関する審査関連業務 （4）JICAコラボデスクに関する業務（調達・契約業務、契約管理、予算管理など） （5）担当する事務等における企業支援機関との関係構築・強化 （6）その他、広報など横断的に事業実施に必要な業務	①1人 ②1人 （計2人）	①期間の定めあり（2026年2月1日～2027年1月31日） ②期間の定めあり（2026年2月1日～2027年1月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は、独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、①最長で採用日から3年（更新回数2回）、②最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
				多岐にわたる分野			
25	広島県	中国センター総務課 （民間連携）	専門嘱託3号	民間セクター開発	（1）中小企業・SDGsビジネス支援事業にかかる事務対応（甲の中国センター内の意見調整、本部等との連絡調整、会議等の日程調整、開催） （2）上記事業に応募を検討する企業に対するコンサルティング（事業への参画の適否、適とする場合の有望スキームの提案、助言等を含む）の実施 （3）上記事業説明会（関係支援機関との連携、連絡調整含む）、業務説明会等の企画及び運営 （4）上記事業応募企業に対するヒアリング及び審査業務の実施 （5）上記事業採択後の中小企業等との事業実施（コンサルティング、案件監理、実施監理支援） （6）上記事業にかかる契約交渉関連業務（甲の本部の関係部署等との連携）、調査報告書（成果品）の品質管理、製品・技術・経験を活用したOOA事業の案件形成（本部との連携）、企業が実施する調査及び事業の進捗管理（国内機関担当案件）、側面支援（本部担当案件） （7）その他、上記事業を実施する上で必要な業務 （8）甲の中国センター総務課で実施する業務（センター運営に必要な諸調達・契約管理等含む）	1	期間の定めあり（2026年2月1日～2027年1月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は、独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
				多岐にわたる分野			
26	福岡県	九州センター企業連携課 （海外ビジネス展開支援）	専門嘱託3号	民間セクター開発	（1）JICA Bizに係る実施監理業務及び審査業務、JICA関係部署（民間連携事業部、国際協力調達部等）と連携し案件形成支援業務、公募・審査関連業務、契約交渉・実施監理業務、応募勧奨等 （2）関係機関（支援機関（経済産業省九州経済産業局、日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構、日本政策金融公庫等）、県・市町村、金融機関、民間企業団体（九州経済連合会、商工会議所、商工会等））との連携業務（情報収集、意見交換、セミナー実施、広報等） （3）民間企業等からの民間連携事業関連の照会、相談業務 （4）民間企業等が持つ有望技術・事業アイデアに関する情報収集業務 （5）上記にかかる関係者（例：JICA海外協力隊事業（民間連携）における海外協力隊相談役及び各県に配置する国際協力推進等を主とする）との連絡調整並びに取りまとめ （6）その他民間連携業務を遂行する上で必要な業務（予算管理、広報、内外関係機関との調整等）	1	期間の定めあり（2026年2月1日～2027年1月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は、独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数2回）を上限とします。
				多岐にわたる分野			
27	沖縄県	沖縄センター市民参加協力課	専門嘱託3号	市民参加	（1）日系社会連携（交流事業、民間企業や自治体・市民団体との連携、知識普及、など）に資する企画、事業推進、各種調整、契約事務等 （2）日系社会研修の実施にかかる業務（企画調整、研修運営・管理、契約事務等） （3）多文化共生、外国人材受入支援に関する業務 （4）民間連携などその他の市民参加協力事業に関する業務	1	期間の定めあり（2026年3月1日～2027年2月28日） 上記は初回の契約期間です。契約は、独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。
				多岐にわたる分野			
28	東京都	青年海外協力隊事務局社会還元促進課 （※JICA海外協力隊経験必須）	国内協力員	市民参加	（1）JICA海外協力隊の省庁・自治体等への表敬に関する業務 （2）JICA海外協力隊員の社会還元促進にかかる業務支援 （3）JICA海外協力隊員の社会還元促進広報に関する業務支援	1	期間の定めあり（2026年3月1日～2027年2月28日） 上記は初回の契約期間です。契約は、独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
				多岐にわたる分野			
29	東京都	東京センター市民参加協力第一課 （※JICA海外協力隊経験必須）	国内協力員	市民参加	（1）JICA海外協力隊 参加促進に関する業務（募集説明会、JICA海外協力隊セミナー、応募相談、イベント出展等の企画、調整、実施、各種イベントの登壇者手配、謝金支払、各種情報とりまとめ等） （2）JICA海外協力隊自治体表敬に関する業務 （3）JICA海外協力隊に帰国隊員社会還元支援業務 （4）JICA海外協力隊にかかる各種広告媒体の企画・制作・掲出管理補助	1	期間の定めあり（2026年2月1日～2027年1月31日） 上記は初回の契約期間です。契約は、独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
				多岐にわたる分野			
30	東京都	ガバナンス・平和構築部STI・DX室 （衛星・宇宙分野）	アソシエイト 専門員5号		（1）「宇宙国際調協理」の業務・運営支援、モニタリング・評価、課題の抽出及び改善提案 （2）JICA 事業における宇宙技術・衛星データ利活用の主流化支援及び各部署への助言等による活用促進 （3）日本・開発途上国間の宇宙分野における多様なアクターとの共創を促進するための各種方策の検討・助言 （4）宇宙・衛星分野の動向整理、分析及びJICA事業への還元、援助潮流の把握と国際会議等での発信	1	期間の定めあり（2026年2月1日～2027年1月31日まで） 上記は初回の契約期間です。契約は、独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。

No. 21		■募集ポスト名：		【専門嘱託】横浜センター市民参加協力課	
職務内容					
				①	②
■契約形態：		専門嘱託		■募集分野：多岐にわたる分野	
				民間セクター開発	
■業務内容：					
JICA横浜市民参加協力課で、JICA横浜所管地域(神奈川県、山梨県)における民間連携事業(＊)に関連する以下の業務を担います。 1. 神奈川県、山梨県にある企業との民間連携事業に関する業務 (1) 中小企業・SDGsビジネス支援事業への応募にむけた案件発掘・形成、相談対応及び募集・・・選考関連業務 (2) JICA関係部署・拠点と調整・連携を通じた民間連携事業案件の実施促進・実施監理、調達・契約管理、予算管理 (3) 関係支援機関(中小企業支援機構、ジェトロ、地域の支援機関、経済団体、金融機関、自治体及び大学等)との連携及び調整業務 (4) JICAの民間連携事業の各種広報業務(セミナー開催・講演・ブース出展、プレスリリース、SNS発信等) (5) 上記(1)ー(4)を通じて得られた知見や実績のとりまとめ (6) 企業が有する技術・サービスおよび事業アイデアに関する情報収集 2. その他、JICA横浜所長が命じる業務(業務上、国内・海外出張を行う場合があります)					
※契約期間を通じて業務内容の変更 は原則として想定されません。					
* JICAの中小企業・SDGsビジネス支援事業については以下を参照願います。					
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/activities/sme/index.html					
* * 専門嘱託について詳しくはこちら：					
https://partner.jica.go.jp/senmonsyokutaku_career					
■国内出張：		有		■海外出張：	
		有			
■勤務地（国内）：		JICA横浜 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。		■勤務地（海外）：	
		なし			
■最長契約期間：		期間の定めあり(2026年3月1日 ～ 2027年2月28日)		■募集人数（人）：	
		上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。		1	
■配属部署名：		横浜センター		■課名：	
				市民参加協力課	
■必要な語学力：					
必須		英語（TOEIC730点（相当・以上）が望ましい）			
■必要な技術資格：					
必須		パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）			
■必要な学位：		学士以上が望ましい		■実務経験年数目安：	
				7-10年	
■求められる資質・能力・経歴：					
以下の能力があることが望ましい。 ・開発途上国の経済社会状況やその課題解決に資する日本企業の海外展開に関心・熱意を持って取り組むことができること。 ・交渉・調整、マネジメント、コミュニケーション能力に優れ、チームでの円滑な業務遂行が可能であること。 ・チャレンジ精神、責任感、柔軟性を持っていること。					
■格付け：		専門嘱託3号		■月額基本給：	
				345, 520円	
■待遇：					
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(支給対象地域に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分(休憩時間は12：30から13：15までの45分) ※北海道センター（帯広）のみ、午前9：00から午後5：15までの7時間30分(休憩時間は12：15から13：00までの45分) ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員登用：一定の条件を満たす方を正職員として採用する制度があります。（内部採用制度） 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。					
その他、就業規則等内部規程に基づきます。					
・内部採用制度		https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html			
・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則		https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm			
・有期雇用者手当支給細則		https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm			
■健康質問票の提出：		要		■面接方式：	
				②原則対面（但し応募者の事情に応じてオンラインも可）	
■担当者名：		小田亜紀子		■E-mailアドレス：	
				Oda.Akiko@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）					
JICA横浜は、海外移住資料館を併設し、移住者・日系人支援事業を所掌するとともに、開発途上国を対象とした研修員受け入れ事業、ボランティア事業、市民参加協力事業、中小企業・SDGsビジネス支援事業等の民間連携事業などの幅広い事業を実施しています。神奈川県・山梨県の企業とともに開発途上国の課題解決に資するビジネスを熱意を持って発掘・形成し取り組む積極性のある方のご応募をお待ちしております。					

No. 22	■募集ポスト名：	【専門嘱託】中部センター市民参加協力課		草の根技協
職務内容				
			①	②
■契約形態：	専門嘱託		■募集分野：	市民参加
日本国内の社会課題への対応・多文化共生				
■業務内容：				
JICA中部市民参加協力課では草の根技術協力事業や世界の人びとのための JICA 基金活用事業、NGO-JICA協働事業等を担う専門嘱託(*1)を募集します。担当者は、プロジェクト(案件)を担当し、NGO/NPOや大学、民間企業等の実施団体、更にはJICAの関係部署や在外事務所等とやりとりしながら、下記の業務にあたります。 【業務内容】 (1) 団体からの応募相談への対応(案件の形成支援)、公募案件の審査 (2) 案件の実施管理・モニタリング(進捗の確認、計画の見直し、現場でのモニタリング等) (3) 実施案件の契約監理(経費の積算含む)・精算手続き (4) 広報や他事業との連携の促進(好事例の発信、報告会や勉強会の開催など) (5) 日本国内の社会課題への対応・多文化共生支援 (6) その他、JICA中部所長の指示する業務				
※1 専門嘱託について詳しくはこちら https://partner.jica.go.jp/senmons yokutaku career				
※2 草の根技術協力事業について詳しくはこちら https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/kusanone/index.html				
※3 世界の人びとのための JICA 基金活用事業について詳しくはこちら https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/private/kifu/09.html				
※4 契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。				
■国内出張：	有		■海外出張：	有
■勤務地（国内）：	JICA中部 愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60-7 ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。		■勤務地（海外）：	なし
■最長契約期間：	期間の定めあり(2026年2月1日 ～ 2027年1月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数1回）を上限とします。		■募集人数（人）：	1
■配属部署名：	中部センター		■課名：	市民参加協力課
■必要な語学力：				
望ましい	英語（TOEIC730点（相当・以上）が望ましい）			
■必要な技術資格：				
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）			
■必要な学位：	学士以上が望ましい		■実務経験年数目安：	7-10年
■求められる資質・能力・経験：				
・開発途上国での活動・業務経験 ・NGOの活動など、市民参加事業にかかわる知識・業務経験 ・国際協力、国際関係の知識及び実務経験（特にプロジェクトの立案・運営管理）				
■格付け：	専門嘱託3号		■月額基本給：	345,520円
■待遇：				
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(支給対象地域に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分(休憩時間は12：30から13：15までの45分) ※北海道センター（帯広）のみ、午前9：00から午後5：15までの7時間30分(休憩時間は12：15から13：00までの45分) ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員登用：一定の条件を満たす方を正職員として採用する制度があります。（内部採用制度） 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。				
その他、就業規則等内部規程に基づきます。				
・内部採用制度 https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html ・独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm				
■健康質問票の提出：	要		■面接方式：	②原則対面（但し応募者の事情に応じてオンラインも可）
■担当者名：	市民参加協力課採用担当		■E-mailアドレス：	cbictpp@jica.go.jp
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）				
JICA中部は、開発途上国と東海4県（愛知県、三重県、岐阜県、静岡県）の結節点として、JICAのビジョン「信頼で世界をつなぐ」を具体化し、地域社会・経済への貢献に取り組んでいます。市民参加協力課では地方自治体、教育委員会、大学、学校、NGO、民間企業等様々な地域のパートナーや多様なバックグラウンドを有する市民との連携事業を推進しています。				

No. 23

■募集ポスト名：

【専門嘱託】 中部センター企業連携課

職務内容

■契約形態：

■募集分野：

多岐にわたる分野

■業務内容：

開発途上国の社会・経済開発に対するニーズは膨大であり、政府開発援助(ODA)事業のみを通じた対応には限界があります。また、近年の急速な経済成長に伴い、開発途上国に対する資金の流れは既に民間資金がODA資金を上回っており、民間事業を通じた雇用の創出や人材育成、新たな製品や技術の流入による生活の改善といった効果がもたらされています。日本においても、経済関係が一層緊密化するASEAN等アジア地域や、潜在成長性の高いアフリカ地域などを中心に、民間企業の海外展開に対する関心が大きく膨らんでいます。JICAは、国内14か所、海外約100か所の拠点を有し、長年ODA事業を通じて開発途上国との関係を築いてきており、民間企業からは海外展開支援に関して高い期待が寄せられています。JICAとしても、日本企業の優れた技術・ノウハウを活かし、より一層効果的な開発を促進すべく、開発途上国での事業展開を図る民間企業との連携強化の取り組み(民間連携事業)を積極的に推進しています。右の事業において、JICA中部は、所管地域(愛知県、岐阜県、三重県、静岡県)における以下の業務を担当しています。

【業務内容】
1. 愛知、岐阜、三重、静岡の4県にある企業との民間連携に関連する業務。
(1)地域の民間企業に対するJICAの民間連携事業・支援制度の周知活動(セミナー開催等)
(2)地域の民間企業に対するJICA支援制度応募に向けたコンサルテーション、及び募集・選考関連業務
(3)民間企業が持つ有望技術・事業アイディアに係る関連情報収集
(4)採択後の中小企業との事業実施(コンサルテーション、案件実施監理、実施監理支援)
(ア)契約交渉関連業務(JICA本部の専門部署と連携)
(イ)調査報告書(成果品)の品質監理
(ウ)製品・技術・経験を活用したODA事業の案件形成(JICA本部の専門部署と連携)
(エ)広報、予算管理
(5)関係支援機関との連携業務(中小機構、ジェトロ、経済団体、金融機関、自治体、及び大学など)
(6)その他中小企業等海外展開支援関連の照会への対応
(7)上記(1)～(6)を通じて得られた知見の取りまとめ

2. その他連携推進関連業務(必要に応じて国内・海外出張もありうる)

※JICAの中小企業支援制度についての詳細は以下を参照ください。

https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html
※JICAの民間連携事業全般については以下を参照ください。

https://www.jica.go.jp/priv_partner/about/index.html

■国内出張：	有	■海外出張：	有
■勤務地（国内）：	JICA中部 愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60-7 ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地（海外）：	なし
■最長契約期間：	期間の定めあり(2026年2月1日 ～ 2027年1月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。	■募集人数（人）：	1
■配属部署名：	中部センター	■課名：	企業連携課

■必要な語学力：

必須	英語（TOEIC730点以上）

■必要な技術資格：

必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）

■必要な学位：

学士以上が望ましい	■実務経験年数目安：	7-10年
-----------	------------	-------

■求められる資質・能力・経験：

- ・国際協力の知識・経験があることが望ましい。
- ・民間企業等で10年以上の勤務経験があること。
- ・企業の海外展開事業（企業規模は問わず、海外販路開拓や再編事業など）に従事した経験や中小企業の経営支援業務（経営指導員業務など）に従事した経験を有することが必須。

■格付け：	専門嘱託3号	■月額基本給：	345,520円
-------	--------	---------	----------

■待遇：

1. 諸手当：超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(支給対象地域に勤務する者に限る)を支給。
扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。
2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分(休憩時間は12：30から13：15までの45分)
※北海道センター（帯広）のみ、午前9：00から午後5：15までの7時間30分(休憩時間は12：15から13：00までの45分)
※時差出勤、在宅勤務制度あり
3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始
※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり
4. 時間外労働：月平均20時間程度
5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし）
6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入
7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険
8. 正職員登用：一定の条件を満たす方を正職員として採用する制度があります。（内部採用制度）
9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。

その他、就業規則等内部規程に基づきます。

- ・内部採用制度<https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html>
- ・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則<https://www.jica.go.jp/iourekun/act/frame/frame110001497.htm>
- ・有期雇用者手当支給細則<https://www.jica.go.jp/iourekun/act/frame/frame110001498.htm>

■健康質問票の提出：	要	■面接方式：	②原則対面（但し応募者の事情に応じてオンラインも可）
■担当者名：	橋本	■E-mailアドレス：	Hashimoto.Aya2@jica.go.jp

■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）

中部地域の関係団体や金融機関とも協力し、民間企業が開発途上国に進出するお手伝いを行います。ビジネスの成功と同時に開発途上国の課題の解決、SDGs達成にも貢献できる大変意義のある仕事です。企業が進出することによって、その国の社会問題が解決される道筋を企業の方と見つけ出していきます。民間連携をはじめとするODA事業に高い関心をお持ちの皆様の積極的なご応募をお待ちしています。民間企業と連携して開発途上国のニーズに応えていく、非常にやりがいのある仕事です。本ポストの経験者は業務で培った経験やキャリアも活かして、企画調査員、JICA職員、開発コンサルタント、民間企業等の国際協力の主要なポストで活躍しています。多くの方のご応募をお待ちしております。

No. 24		■募集ポスト名：		【専門嘱託】関西センター企業連携課 (民間連携事業担当)	
職務内容					
				①	②
■契約形態：		専門嘱託		■募集分野：	
				多岐にわたる分野	
■業務内容：					
開発途上国の社会・経済開発に対するニーズは膨大であり、政府開発援助(ODA)事業のみを通じた対応には限界があります。また、近年の急速な経済成長に伴い、開発途上国に対する資金の流れは既に民間資金がODA資金を上回っており、民間事業を通じた雇用の創出や人材育成、新たな製品や技術の流入による生活の改善といった効果がもたらされています。このように、開発途上国の開発において民間企業の果たす役割は極めて大きくなっており、これまでODA資金を用いて開発途上国の開発を支援してきたJICAでも、2012年以降、開発途上国の開発支援において民間企業の技術や製品を活用するとともに、ビジネスを通じてSDGsを含めた社会課題への貢献を目指す企業によるビジネス構築を支援すべく、「中小企業・SDGsビジネス支援事業」を始めとする民間連携事業を創設・運用してきました。当センターでは、関西に所在する企業の海外展開を支援すべく、様々な企業支援機関や金融機関と協力しながら「中小企業・SDGsビジネス支援事業」を実施しています。本公募では、当センターにおいて、関西企業の海外展開支援に係る業務を担っていただく方を募集します。業務の内容は以下の通りですが、今回募集するのは、以下(1)の業務比重が大きいポストです。 (1)「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に関する実施監理業務(採択済担当案件に関する契約交渉に向けた契約内容の精査、契約管理、契約先企業やコンサルタントとの各種連絡・調整及び契約管理上必要となる書類等の作成・内容確認、在外事務所を含むJICA関連部署との連絡・調整、予算管理など) (2)関西企業からのビジネス海外展開にかかる相談対応業務(民間企業からの問合せ、「中小企業・SDGsビジネス支援事業」応募にかかるコンサルテーション対応、関連情報の収集及び民間企業への提供、セミナーなどでの「中小企業・SDGsビジネス支援事業」制度説明・応募相談等) (3)「中小企業・SDGsビジネス支援事業」に関する審査関連業務 (4)JICAコラポデスクに関する業務(調達・契約業務、契約管理、予算管理など) (5)担当する府県等における企業支援機関との関係構築・強化 (6)その他、広報など横断的に事業実施に必要な業務 ※採用後、海外出張が必要となった場合には、別途協議させていただきます。 ※契約期間を通じて業務内容の変更は原則として想定されません。					
※「中小企業・SDGsビジネス支援事業」の詳細はHPを参照 https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/activities/index.html					
■国内出張：		有		■海外出張：	
		JICA関西 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。		原則無	
■勤務地(国内)：				■勤務地(海外)：	
				なし	
■最長契約期間：		①期間の定めあり(2026年2月1日～2027年1月31日) ②期間の定めあり(2026年2月1日～2027年1月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、①最長で採用日から3年(更新回数2回)、②最長で採用日から2年(更新回数1回)を上限とします。		■募集人数(人)：	
				①1人 ②1人 (計2人)	
■配属部署名：		関西センター		■課名：	
				企業連携課(民間連携事業担当)	
■必要な語学力：					
必須		英語(TOEIC730点(相当・以上)が望ましい)			
■必要な技術資格：					
必須		パソコンでの業務が支障なく行えること(ワード、エクセル、パワーポイント、メール等)			
■必要な学位：		学士以上が望ましい		■実務経験年数目安：	
				7-10年	
■求められる資質・能力・経験：					
国際協力事業に従事した経験(協力隊、JICA専門嘱託、JICA企画調査員、JICA専門家、JICA調査団、ODAコンサルタントなど)があることが望ましい。かかる経験において、JICA「中小企業・SDGsビジネス支援事業」やJICAとの契約業務に関与した経験があればなお望ましい。					
■格付け：		専門嘱託3号		■月額基本給：	
				345,520円	
■待遇：					
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(支給対象地域に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分(休憩時間は12：30から13：15までの45分) ※北海道センター(帯広)のみ、午前9：00から午後5：15までの7時間30分(休憩時間は12：15から13：00までの45分) ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月(試用期間の待遇変更なし) 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員登用：一定の条件を満たす方を正職員として採用する制度があります。(内部採用制度) 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・内部採用制度 https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html ・独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm					
■健康質問票の提出：		不要		■面接方式：	
				②原則対面(但し応募者の事情に応じてオンラインも可)	
■担当者名：		菅野(かんの)		■E-mailアドレス：	
				jicaksic-sme@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ(備考・留意点を含む)					
当課では、関西圏の民間企業の開発途上国におけるビジネスづくりを支援しています。企業によるビジネスの成功をサポートすると同時に、開発途上国の課題解決にも寄与することを目指す意義のある業務です。総合的なマネジメント能力(実務能力・コミュニケーション能力、調整能力、判断能力等)があり、民間連携を含むODA事業に高い関心をお持ちの皆様の積極的なご応募をお待ちしています。なお、ご本人の専門性やご希望に応じて、特定の地域、分野等をご担当いただく場合があります。					

No. 25		■募集ポスト名：	【専門嘱託】中国センター総務課		民間連携
職務内容					
			①	②	
■契約形態：		専門嘱託	■募集分野：	民間セクター開発	多岐にわたる分野
■業務内容：					
中国地方5県においてJICA中国センターが実施する民間連携事業に関する業務 (1) 中小企業・SDGsビジネス支援事業(JICA Biz)に関する業務 ①本事業に応募を検討する企業等へのコンサルテーション(本事業への適否、他スキームの提案、他機関の紹介等の助言を含む) ②事業説明会、セミナー等のイベントの企画及び実施運営(自治体、JETRO等の関係機関との共催連携による開催、他機関主催への参加の場合もあり) ③本事業への応募企業に対するヒアリング、審査業務 ④採択企業の事業実施監理(一部は伴走するJICAコンサルタントと連携、調整しながら実施します) ア) 企業等との契約交渉・締結に係る業務 イ) 調査計画、支出経費策定に係る業務 ウ) 事業実施支援 (2) 上記事業を含む民間連携事業推進に関する業務 ①JICA事業と連携可能性のある製品・技術・サービスを有する企業等、海外展開に関心のある企業等の発掘、連携促進 ②企業等を支援する機関(自治体、JETRO、中小機構、経済団体、金融機関、大学、その他支援機関等)や支援グループとの関係構築、協働・共創推進、これら機関が開催するセミナー、イベント等への参加等 ③事業広報 ④企業等、支援機関にかかる調査・分析、事業実施方針の検討					
※契約期間を通じて業務内容の変更 は原則として想定されません。					
■国内出張：		有	■海外出張：		有
■勤務地(国内)：		JICA中国 広島県東広島市鏡山3-3-1 ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地(海外)：		なし
■最長契約期間：		期間の定めあり(2026年2月1日 ～ 2027年1月31日)	■募集人数(人)：		1
■配属部署名：		中国センター	■課名：		総務課
■必要な語学力：					
望ましい		英語(TOEIC730点(相当・以上)が望ましい)			
■必要な技術資格：					
必須		パソコンでの業務が支障なく行えること(ワード、エクセル、パワーポイント、メール等)			
■必要な学位：		学士以上が望ましい	■実務経験年数目安：		7-10年
■求められる資質・能力・経験：					
以下の経験・知識があることが望ましい ・多くの内外の関係者とのチームワークによる業務遂行に必要なバイタリティ、協調性とコミュニケーション能力を有すること。 ・日本語での業務遂行が可能な方 ・JICAの使命と業務方針に賛同される方					
■格付け：		専門嘱託3号	■月額基本給：		345,520円
■待遇：					
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(支給対象地域に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分(休憩時間は12：30から13：15までの45分) ※北海道センター(帯広)のみ、午前9：00から午後5：15までの7時間30分(休憩時間は12：15から13：00までの45分) ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月(試用期間の待遇変更なし) 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員登用：一定の条件を満たす方を正職員として採用する制度があります。(内部採用制度) 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・内部採用制度 https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html ・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm ・有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm					
■健康質問票の提出：		要	■面接方式：		①オンライン
■担当者名：		東 太郎	■E-mailアドレス：		Azuma.Taro@jica.go.jp
■担当者からのメッセージ(備考・留意点を含む)					
中国地方5県をフィールドに、中小企業等の海外展開を支援し、日本の地方創生やSDGsへの貢献を目指すダイナミックな仕事です。 民間企業等の発掘やコンサルテーションに加え、事業に採択された企業との契約、案件監理、広報等に伴う各種事務作業や事業実施後のフォローアップ、他の企業を支援する関連機関との連携についても取り組んでいただきます。熱意のある方の応募をお待ちしています。					

No. 26		■募集ポスト名：		【専門嘱託】九州センター企業連携課		(海外ビジネス展開支援)	
職務内容							
				①		②	
■契約形態：		専門嘱託		■募集分野：		民間セクター開発 多岐にわたる分野	
■業務内容：							
独立行政法人国際協力機構(JICA)では、政府開発援助(ODA)により、民間と連携した事業(「中小企業・SDGsビジネス支援事業(JICA Biz)」、「協力準備調査(PPPインフラ事業)等)を実施しています。JICA Bizは、JICAが長年のODAの実施で得た強み(途上国政府とのネットワークや信頼関係、途上国事業のノウハウ)を最大限に活かし、それらの国々でのビジネスを行おうとする日本企業を支援するものです。企業の海外展開を通じ、ビジネスの拡大と開発途上国の社会課題解決に繋げることを目的としています。JICA九州の所管地域は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の7県で、今般、以下の業務をJICA九州において担う人材を募集します。 ＜業務内容＞ (1) JICA Bizに係る実施監理業務及び審査業務。JICA関係部署(民間連携事業部、国際協力調達部等)と連携し案件形成支援業務、公募・審査関連業務、契約交渉・実施監理業務、応募勧奨等 (2) 関係機関(支援機関(経済産業省九州経済産業局、日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構、日本政策金融公庫等)、県・市町村、金融機関、民間企業団体(九州経済連合会、商工会議所、商工会等))との連携業務(情報収集、意見交換、セミナー実施、広報等) (3) 民間企業等からの民間連携事業関連の照会・相談業務 (4) 民間企業等が持つ有望技術・事業アイディアに関する情報収集業務 (5) 上記にかかる関係者(例: JICA海外協力隊事業(民間連携)における海外協力隊相談役及び各県に配置する国際協力推進員等を含む)との連絡調整並びに取りまとめ (6) その他民間連携業務を遂行する上で必要な業務(予算管理、広報、内外関係機関との調整等)							
JICAの民間連携事業については以下を参照。 https://www.jica.go.jp/priv_partner/index.html							
■国内出張：		有		■海外出張：		有	
■勤務地（国内）：		JICA九州 福岡県北九州市八幡東区平野2-2-1 ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。		■勤務地（海外）：		なし	
■最長契約期間：		期間の定めあり(2026年2月1日 ～ 2027年1月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年 (更新回数1回) を上限とします。		■募集人数（人）：		1	
■所属部署名：		九州センター		■課名：		企業連携課	
■必要な語学力：							
必須		英語 (TOEIC730点 (相当・以上) が望ましい)					
■必要な技術資格：							
必須		パソコンでの業務が支障なく行えること (ワード、エクセル、パワーポイント、メール等)					
■必要な学位：		学士以上が望ましい		■実務経験年数目安：		7-10年	
■求められる資質・能力・経験：							
以下の経験・知識があることが望ましい： ・国際協力の知識・経験 ・金融機関や公的機関での企業支援の経験 ・十分な渉外力、事務処理能力 (文書作成等) 必要条件は以下のとおり： ・日本語及び英語での業務遂行が可能であること ・パソコンで業務が遂行できること (Word, Excel, PowerPoint等) ・業務を遂行する上で健康に支障がないこと ・国内・海外出張が可能であること							
■格付け：		専門嘱託3号		■月額基本給：		345,520円	
■待遇：							
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(支給対象地域に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分(休憩時間は12：30から13：15までの45分) ※北海道センター(帯広)のみ、午前9：00から午後5：15までの7時間30分(休憩時間は12：15から13：00までの45分) ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月(試用期間の待遇変更なし) 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員登用：一定の条件を満たす方を正職員として採用する制度があります。(内部採用制度) 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。							
その他、就業規則等内部規程に基づきます。							
・内部採用制度		https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html					
・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則		https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm					
・有期雇用者手当支給細則		https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001498.htm					
■健康質問票の提出：		要		■面接方式：		②原則対面 (但し応募者の事情に応じてオンラインも可)	
■担当者名：		後藤 伸也		■E-mailアドレス：		Goto.Shinya@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ(備考・留意点を含む)							
九州地域の民間企業の製品・サービス等を、開発途上国の社会問題の解決に繋げること通して、地域経済の活性化や地方創生に貢献することができる大変やり甲斐のある仕事です。本業務を通じて九州関係支援機関とのネットワークや人脈の広がり、民間企業の海外展開支援の専門性の蓄積が期待出来ます。国際協力、海外業務等の経験を活かしながら、日本国内の地域・民間企業の海外ビジネス展開にも貢献したいという希望をお持ちの方、ご応募お待ちしております！							

No. 27	■募集ポスト名：	【専門嘱託】沖縄センター市民参加協力課	
職務内容			
		①	②
■契約形態：	専門嘱託	■募集分野：	市民参加 多岐にわたる分野
■業務内容：			
JICA沖縄市民参加協力課では、日系社会連携業務を中心とした市民参加協力事業を実施し、国際協力事業の取り組みを推進するため、以下の業務を担う専門嘱託を募集します。			
専門嘱託についてはこちらを参照ください： https://partner.jica.go.jp/Contents/StaticContents?htmlName=job-view_professional_commission			
【業務内容】			
(1) 日系社会連携(交流事業、民間企業や自治体・市民団体との連携、知識普及、など)に資する企画、事業推進、各種調整、契約事務等			
(2) 日系社会研修の実施にかかる業務(企画調整、研修運営・管理、契約事務等)			
(3) 多文化共生、外国人材受入支援に関する業務			
(4) 民間連携などその他の市民参加協力事業に関する業務			
※契約期間を通じて業務内容の変更 は原則として想定されません。			
■国内出張：	有	■海外出張：	有
■勤務地（国内）：	JICA沖縄 沖縄県浦添市字前田1143-1 ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。	■勤務地（海外）：	なし
■最長契約期間：	期間の定めあり(2026年3月1日 ～ 2027年2月28日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年（更新回数2回）を上限とします。	■募集人数（人）：	1
■配属部署名：	沖縄センター	■課名：	市民参加協力課
■必要な語学力：			
望ましい	英語（TOEIC 600点（相当・以上）が望ましい）		
■必要な技術資格：			
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）		
■必要な学位：	学士以上が望ましい	■実務経験年数目安：	7-10年
■求められる資質・能力・経験：			
・ 様々な関係者との円滑なコミュニケーション、交渉・調整、マネジメントができること。 ・ 沖縄県の市民参加協力を担うため、沖縄県の事情に通じている方が望ましい。 ・ 海外移住、国内外日系（沖縄県系）社会への関心が高いと望ましい。 ・ JICA海外協力隊（日系社会ボランティア含む）経験者歓迎。			
■格付け：	専門嘱託3号	■月額基本給：	345,520円
■待遇：			
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与(6月及び12月)、通勤手当、特別都市手当(支給対象地域に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分(休憩時間は12：30から13：15までの45分) ※北海道センター（帯広）のみ、午前9：00から午後5：15までの7時間30分(休憩時間は12：15から13：00までの45分) ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更有し） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備、団体生命保険 8. 正職員登用：一定の条件を満たす方を正職員として採用する制度があります。（内部採用制度） 9. その他：昇給なし。機構スタッフの互助組織である厚生会(月額基本給実額の0.4%相当を会費として徴収)に一律加入頂き、各種給付制度や割引制度の利用が可能です。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。			
・ 内部採用制度 https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html ・ 独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/iourekun/act/frame/frame110001497.htm ・ 有期雇用者手当支給細則 https://www.jica.go.jp/iourekun/act/frame/frame110001498.htm			
■健康質問票の提出：	要	■面接方式：	①オンライン
■担当者名：	木田	■E-mailアドレス：	oictpp@jica.go.jp
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）			
JICA沖縄は、沖縄県の財産とも言える世界のウチナーンチュ（海外在住の沖縄県出身移民とその子孫、40万人以上と言われる）との繋がりを大切にしています。その価値を再認識し、中南米を中心とした海外、および県内外に広め・継承していくための日系社会連携業務を、一緒に進めませんか？2027年にはおよそ5年に1度、県をあげての「世界のウチナーンチュ大会」が開催される予定であり、JICA沖縄も戦略的に関わっていきます。熱い気持ちと冷静な心で、機構内外の関係者と良好な関係を築いて業務遂行ができる方のご応募をお待ちしています！			

No. 28		■募集ポスト名：		【国内協力員】 青年海外協力隊事務局社会還元促進課			
職務内容							
				①		②	
■契約形態：		国内協力員		■募集分野：		市民参加	
						多岐にわたる分野	
■業務内容：							
青年海外協力隊事務局社会還元促進課で、JICA海外協力隊の選考業務を担う国内協力員(※注1, 2)を募集します。							
【業務内容】							
(1) JICA海外協力隊の省庁・自治体等への表敬に関する業務							
(2) JICA海外協力隊員の社会還元促進にかかる業務支援							
(3) JICA海外協力隊員の社会還元促進広報に関する業務支援							
※1 国内協力員は、帰国後のJICA海外協力隊員を対象に、JICA海外協力隊の協力体験の社会還元の環境整備の一環として日本社会での社会経験を積むことにより人材育成を行うこと、及び活動経験をJICAの国内業務に活かすことを目的とした制度です。							
※2 契約期間を通じて業務内容の変更 は原則として想定されません。							
■国内出張：		有		■海外出張：		有	
■勤務地（国内）：		東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル7階 ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。		■勤務地（海外）：		なし	
■最長契約期間：		期間の定めあり(2026年3月1日 ～ 2027年2月28日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。		■募集人数（人）：		1	
■配属部署名：		青年海外協力隊事務局		■課名：		社会還元促進課	
■必要な語学力：							
望ましい		英語（TOEIC730点（相当・以上）が望ましい）					
■必要な技術資格：							
必須		パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）					
■必要な学位：		学士以上が望ましい		■実務経験年数目安：		0－2年	
■求められる資質・能力・経験：							
・ JICA海外協力隊（JICAボランティア）経験は必須。 ・ 十分なコミュニケーション能力（渉外力・社会性・協調性等）、事務処理能力（文書作成・経理）を備えた方。 ・ 2年以上の社会人経験を有することが望ましい。							
■格付け：		国内協力員		■月額基本給：		352,430円	
■待遇：							
1. 諸手当：超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当(支給対象地域に勤務する者に限る)を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分(休憩時間は12：30から13：15までの45分) ※北海道センター（帯広）のみ、午前9：00から午後5：15までの7時間30分(休憩時間は12：15から13：00までの45分) ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：あり 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 7. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 8. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備 9. 正職員登用：一定の条件を満たす方を正職員として採用する制度があります。（内部採用制度） 10. その他：昇給なし。							
その他、就業規則等内部規程に基づきます。							
・ 内部採用制度 https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html							
・ 独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm							
・ 期限付職員給与支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110000061.htm							
■健康質問票の提出：		要		■面接方式：		①オンライン	
■担当者名：		渡邊 宏和		■E-mailアドレス：		watanabe.hirokazu2@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）							
JICA海外協力隊は2025年度に60周年を迎えます。社会還元促進課は、JICA海外協力隊として派遣された方々がその経験を地域活性化や多文化共生など日本国内に還元していけるような支援制度や、帰国後の人材育成サポート等を強化しながら、新しいJICA海外協力隊像を創っている最中です。新しいことにチャレンジする精神を持った方、同僚や仲間と対話しながら前向きに解決策を考えて取り組むことが得意な方を歓迎します。ご応募をお待ちしております。							

No. 29	■募集ポスト名：	【国内協力員】東京センター市民参加協力第一課		
職務内容				
		①		②
■契約形態：	国内協力員	■募集分野：	市民参加	多岐にわたる分野
■業務内容：				
JICA東京 市民参加協力第一課で、JICAボランティア事業に関連する以下の業務を担う国内協力員を募集します。 【業務内容】 (1) JICA海外協力隊参加促進に関する業務(募集説明会、JICA海外協力隊セミナー、応募相談、イベント出展等の企画、調整、実施。各種イベントの登壇者手配、謝金支払、各種情報とりまとめ等) (2) JICA海外協力隊自治体表敬に関する業務 (3) OV会ならびに帰国隊員社会還元支援業務 (4) JICA海外協力隊にかかる各種広告媒体の企画・制作・掲出管理補助 (注) 国内協力員は、帰国後のJICA海外協力隊員を対象に、JICA海外協力隊の協力体験の社会還元の環境整備の一環として日本社会での社会経験を積むことにより人材育成を行うこと、及び活動経験をJICAの国内業務に活かすことを目的とした制度です。 ※契約期間を通じて業務内容の変更 は原則として想定されません。				
■国内出張：	有	■海外出張：	有	
■勤務地（国内）：	JICA東京（住所：東京都渋谷区西原2-49-5 最寄り駅：京王線幡ヶ谷駅・小田急線代々木上原駅）	■勤務地（海外）：	なし	
■最長契約期間：	期間の定めあり(2026年2月1日 ～ 2027年1月31日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。	■募集人数（人）：	1	
■配属部署名：	東京センター	■課名：	市民参加協力第一課	
■必要な語学力：				
望ましい	英語（TOEIC730点（相当・以上）が望ましい）			
■必要な技術資格：				
必須	パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール等）			
■必要な学位：				
	学士もしくは同等以上	■実務経験年数目安：	0－2年	
■求められる資質・能力・経験：				
・ JICA海外協力隊（JICAボランティア）経験は必須。 ・ 企業、官公庁、大学、団体等での職務経験を原則として2年程度有すること。				
■格付け：	国内協力員	■月額基本給：	352,430円	
■待遇：				
1. 諸手当：超過勤務手当、通勤手当、特別都市手当（支給対象地域に勤務する者に限る）を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分（休憩時間は12：30から13：15までの45分） ※北海道センター（帯広）のみ、午前9：00から午後5：15までの7時間30分（休憩時間は12：15から13：00までの45分） ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：あり 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 7. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 8. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備 9. 正職員登用：一定の条件を満たす方を正職員として採用する制度があります。（内部採用制度） 10. その他：昇給なし。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。 ・ 内部採用制度 https://www.jica.go.jp/recruit/permanent/index.html ・ 独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm ・ 期限付職員給与支給細則 https://www.jica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110000061.htm				
■健康質問票の提出：	要	■面接方式：	①オンライン	
■担当者名：	澁谷（しぶや）・佐藤（さとう）	■E-mailアドレス：	tictpp1@jica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）				
群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・新潟県・長野県で、派遣前の応募促進や派遣中隊員との連携、帰国後の社会還元などで、JICA海外協力隊の経験を活かせるポストです！JICAのスタッフとして幅広く国際協力に関する情報や関係者に接することができるので、ぜひ積極的なご応募をお待ちしています。				

No. 30		■募集ポスト名：		【アソシエイト専門員】ガバナンス・平和構築部STI・DX室（衛星・宇宙分野）	
職務内容					
				①	②
■契約形態：		アソシエイト専門員		■募集分野：	
■業務内容：					
【募集・業務の背景】 近年、宇宙を取り巻く国際情勢は、国家間の競争激化、宇宙空間における脅威とリスクの拡大、そして宇宙産業の進展という 3 つの重要な要素によって目まぐるしく変化している。このような状況の中、JICA の協力対象である開発途上国においても、自国の宇宙技術力の獲得や向上、宇宙行政の推進、衛星データ利活用の促進を目的とした宇宙庁や 宇宙機関の設立が進んでおり、宇宙分野のビジネス促進への期待も高まっています。 国際社会が 直面するこれらの課題と機会に対応するため、ポスト SDGs の議論でも宇宙の持続可能性に関する国際協力の必要性が強調されており、JICA としても持続可能な宇宙利用と開発途上国の発展に貢献するための包括的な取組を一層推進するとし、以下の宇宙分野協力方針を掲げています （１）開発インパクト増大のため、様々な JICA 事業における衛星データ・宇宙技術の利活用を積極的に推進する。 （２）開発途上国の宇宙分野における人材育成を行い、日本・開発途上国間の国際頭脳循環（「宇宙国際頭脳循環」）を推進する。 （３）日本・開発途上国間の衛星・宇宙分野における多様なアクターとの共創を促進しエコシステムの創出・発展を図る。 このような背景のもと、衛星・宇宙に関する専門性を有するとともに、途上国の課題解決に貢献できる人材の重要性及び必要性が高まっています。なお、アソシエイト専門員は、開発途上地域等における複数の国際協力の経験を有し、かつ、将来にわたり国際協力事業に従事することを志向する方をアソシエイト専門員として確保し、国際協力事業の効果的・効率的な実施の促進及び事業の質的向上に資することを目的としています。 【業務の目的】 本アソシエイト専門員は、衛星・宇宙分野の情報収集・分析や国際的な動向の把握や、上記宇宙分野協力方針に基づきJICAが実施する事業における案件形成・実施監理・評価等の実務を通じて、衛星又は宇宙分野における国際協力に関する知見の向上及び能力強化を目指すものとなります。 【業務内容】 （１）「宇宙国際頭脳循環」の業務・運営支援、モニタリング・評価、課題の抽出及び改善提案 （２）JICA 事業における宇宙技術・衛星データ利活用の主流化支援及び各部への助言等による活用促進 （３）日本・開発途上国間の衛星・宇宙分野における多様なアクターと共創を促進するための各種方策の検討・助言 （４）衛星・宇宙分野の動向整理・分析及びJICA事業への還元、援助潮流の把握と国際会議等での発信 ※契約期間を通じて業務内容の変更 は原則として想定されません。					
■国内出張：		有		■海外出張：	
■勤務地（国内）：		国際協力機構本部ビル 住所：東京都千代田区二番町5-25二番町センタービル ※契約期間を通じて勤務場所の変更は原則として想定されません。		■勤務地（海外）：	
■最長契約期間：		期間の定めあり（2026年2月1日～2027年1月31日まで） 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。 1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。		■募集人数（人）：	
■配属部署名：		ガバナンス・平和構築部		■課名：	
■必要な語学力：					
必須		英語（TOEIC860点以上が望ましい）			
■必要な技術資格：					
必須		パソコンでの業務が支障なく行えること（ワード、エクセル、パワーポイント、メール、テレビ会議運営等）			
望ましい		PCM研修などJICAやODAに関連する研修等の受講歴			
■必要な学位：		修士以上		■実務経験年数目安：	
				17年以上	
■求められる資質・能力・経験：					
【関連実務年数】 原則、下記の全ての要件を満たす方とします。 ・衛星・宇宙分野において、開発途上国の支援に貢献できる技術・専門性を有し、技術協力専門家又は企画調査員等（以下「専門家」という。）としての派遣又はこれと同等の見なされる実務経験を2年以上有し、尚且つ国際協力業務又は特定の課題における実務経験10年以上有する者。なお、学歴として修士以上は特に望ましいが、修士以上を有さない場合は、衛星・宇宙分野（以下、特に望ましいとしている経験・知識に関するもの）において、開発途上国の支援に貢献できる技術・専門性を有し、専門家としての派遣又はこれと同等の見なされる実務経験を1.5年以上有し、尚且つ国際協力業務又は特定の課題における実務経験15年以上有する者。 また、以下のうち、いずれかの経験・知識があることが特に望ましい。 ・衛星開発/衛星データ利活用、又は宇宙に関する実務経験（10年以上） ・宇宙法・ガバナンス/宇宙人材育成に関連する実務経験（10年以上） 【求められる資質と能力】 本件で求められる資質と能力は以下の通りです。 分野・課題専門力★★ 総合マネジメント力★★★ 問題発見・分析力★★★ コミュニケーション力★★★ 援助関連知識・経験★★ 地域関連知識・経験★ 【★★★：非常に重視する ★★：重視する ★：参考程度 －：不問】 ※国際協力人材に求められる6つの資質と能力について https://partner.iica.go.jp/iicas_jobView?cat=iicas_job&param=six_abilities					
■格付け：		アソシエイト専門員5号		■月額基本給：	
				439,050円	
■待遇：					
1. 諸手当：超過勤務手当、賞与（6月及び12月）、通勤手当、特別都市手当（支給対象地域に勤務する者に限る）を支給。 扶養手当、住居手当、及び退職手当は支給なし。 2. 就業時間：午前9：30から午後5：45までの7時間30分 ※休憩時間は12：30から13：15までの45分 ※時差出勤、在宅勤務制度あり 3. 休日：土曜、日曜、国民の休日および年末年始 ※休暇：有給休暇、特別有給休暇あり 4. 時間外労働：月平均20時間程度 5. 試用期間：6ヶ月（試用期間の待遇変更なし） 6. 社会保険：健康保険、雇用保険、厚生年金、労災保険に加入 7. 福利厚生：交通費支給、時間外手当支給、完全週休2日制、各種社会保険完備 8. その他：昇給なし。 その他、就業規則等内部規程に基づきます。					
・独立行政法人国際協力機構 有期雇用者就業規則		https://www.iica.go.jp/joureikun/act/frame/frame110001497.htm			
■健康質問票の提出：		要		■面接方式：	
■担当者名：		水野 由起子		■E-mailアドレス：	
				Mizuno.Yukiko@iica.go.jp	
■担当者からのメッセージ（備考・留意点を含む）					
ガバナンス・平和構築部STI・DX室では、「宇宙」というJICAにおいてもフロンティアの領域において、開発途上国への協力を企画・実施しています。これまでの既成概念にとらわれず、創造性とイノベーション、そして様々なアクターとの共創が重要となっていますので、応募にあたっては、ご自身の経歴・業績等を活かしてどのように「宇宙・衛星」分野の国際協力に貢献できるのか、具体的なアピールをお願いします！フットワーク軽く世界の課題解決に向けて情熱を持って仕事に取り組める方々からのご応募をお待ちしています。					
・宇宙協力方針		https://www.iica.go.jp/about/dx/six_pillars/pillar_6/			